２００９年9月１５日

岩手県知事　達増　拓也　様

岩手県生活協同組合連合会
会長理事　加藤　善正

灯油に関する要請書

謹啓　初秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、ここ2年ほど、私どもの「福祉灯油」などの要望に積極的に応えていただき、心より感謝申し上げます。

さて、岩手に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠くことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることがすべての県民の願いです。

しかし、昨秋以降の世界的な経済危機・不況をうけて適正な価格に戻りほっとしていた原油価格が、このところ１バーレル７０ドル前後の高値となってきています。経済産業省の昨年のエネルギー白書では「原油は世界的な実需では妥当な価格は概ね５０ドル」としており、世界的に実需がしぼんでいる現状からみると、原油価格がその１．４倍の高値をつけているのは異常です。これは、マスコミは「実需なき高騰」と報じ、元売会社も「原油が金融商品化している」と言っているとおり、昨年と同様に「投機マネー」流入が要因です。アメリカをはじめ、「投機マネー」への規制の動きも強まってきていますが、日本としても積極的な役割が求められます。

国内の灯油価格も、石油元売会社の値上げによって、シーズンを前に上がってきています。また、昨年からの「週決め市場連動」による価格決めによって、元売会社主導の価格決めも強まってきています。しかし、この間の規制緩和によって、国の対応は「指導」にとどまり、元売会社への「規制」が働いていません。

一方、組合員のくらしをはじめ地域経済はきびしさを増しており、冬場の灯油代は生活弱者ほど家計に重い負担となります。

つきましては、県民の生活を守るために、岩手県として、以下の対策を行っていただくよう、強く要請します。　謹白

記

１．岩手県として、生活弱者支援として、引き続き「福祉灯油」への補助などの実施・拡充の対策を講じること。

２．国に対して、以下の内容の働きかけを行うこと。

１）需給を反映した原油価格となるよう、日本が率先して各国と連携し、「投機マネー」の規制を推進すること。

２）国内の石油元売会社に対して、意図的在庫削減や出荷規制、便乗値上げが行われないよう、効果のある対策を講じること。

３）「新しい石油行政」施策の必要性を申し入れること

政府は、１９９６年3月、特定石油輸入暫定措置法を廃止し、１９９７年6月には、石油流通における「行政不介入」を旨とする報告書をまとめました。こうした規制緩和の進行により、私たちのくらしはますますきびしくなり、灯油価格の高騰がさらに家計を圧迫しています。一方で国は石油関連予算として年間２，０００億円を超える予算を使っており、適正価格と安定供給のために、行政の責任や役割をもっと発揮すべきです。

以上。